

豊田市ライフデザイン形成支援業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

豊田市の出生数は平成30年において3,653人だったが、令和5年は2,694人となっており、急激に減少している。また、20歳から39歳までの若年女性人口が減少傾向にあることから、今後も出生数の減少は継続すると見込んでおり、その対応は大きな課題となっている。こうした背景を踏まえ、10代から20代の若者が仕事だけでなく、結婚や家庭、子育て等を含めた、トータルのライフプランについて夢や希望を持って描くことができるよう、将来のライフイベントについて考える機会を提供することを目的に企画提案プロポーザルを実施するものである

2 委託業務の内容

豊田市ライフデザイン形成支援業務委託仕様書のとおり

3 提案限度額

5,100,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

履歴事項全部証明書	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	税務署で発行。「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、豊田市競争入札参加資格を有する者であって、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。それ以外の者の場合は、豊田市入札参加停止等要綱別表に定める措置要件に該当していないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の

間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において令和2年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として、ライフデザイン又はキャリアデザインに関する委託業務の履行実績を有する者であること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

5月26日(月)	業者選定審査会による方式の決定
5月27日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
6月9日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
6月10日(火)	参加資格確認通知書の送付
6月13日(金)	質問の回答期限
6月20日(金)	提案書等の提出期限
6月25日(水)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
6月26日(木)	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
7月14日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
7月23日(水) 予定	見積徴収
7月31日(木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時 令和7年6月25日(水) 午前9時から午後5時までのうち指定する25分間
イ 場所 豊田市役所 東53会議室(東庁舎5階)
ウ 備考

- ・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・応募多数の場合は日時を変更する可能性がある。また、感染症等の状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長 こども・若者部副部長 柘植 孝悦
委員 学識経験者(株式会社ニッセイ基礎研究所 生活研究部
人口動態シニアリサーチャー) 天野 馨南子

企画政策部企画課長
魅力創造部シティプロモーション戦略課
こども・若者部こども・若者政策課課長

丹羽 広和
山内 康資
近藤 啓史

7 提案書等の提出書類

A 4サイズ片面6枚以内（表紙、見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本6部）副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

（1）業務概要及び実績

会社概要、本業務を担当する営業所、営業所の社員数、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として契約したライフデザイン又はキャリアデザインに関する委託業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）。なお、実績が確認できる契約書や業務計画書等の写しの提出を求めることがある。

（2）業務担当責任者の能力

業務担当責任者の資格、経歴、ライフデザイン又はキャリアデザインに関する委託業務の実績一覧

（3）業務実施提案等

8 評価基準 イを参考に組み立てて作成

（4）見積書及び積算内訳書※制限枚数から除く

8 評価基準

（1）下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点者の者を最終提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（30点）

（イ）業務担当責任者の能力（60点）

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

（ア）企画概要（8点）

（イ）ライフデザイン講座の内容（24点）

（ウ）ライフデザイン講座の実施体制（8点）

（エ）ライフデザイン講座の効果検証（8点）

（オ）ライフデザイン動画の内容（24点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（90点））＋イ（業務実施計画（72点）×5人）
＋ウ（価格（50点））

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（2）価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。

なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{ 満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

- (3) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち業務実施計画等（イ）及び（ウ）の合計得点が高い者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 提案者が一者の場合でも、ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が250点に達しない者は最優秀提案者として選考しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (7) 本契約の履行結果が優良な場合、令和8年度、令和9年度において実施予定の当該業務委託について、本業務の契約の相手方と随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会 設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。